

さかほぎ町民まつり出店料等徴収要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さかほぎ町民まつりを開催するにあたり、その費用に充てるため出店料及び光熱水費（以下「出店料等」という。）を徴収することについて必要な事項を定めるものとする。

(被徴収者等)

第2条 出店料等は、町民まつりでの出店により利益を受ける者（以下「出店者」という。）から徴収する。

(出店料等の額)

第3条 出店料等の額は、別表のとおりとする。

(賦課期日)

第4条 出店料等の賦課期日は、別表のとおりとする。

(納期)

第5条 出店料等の納期は、別表のとおりとする。

2 企画委員会は、特別の事情がある場合において、前項の規定によりがたいと認めるときは、同項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。

(減免)

第6条 企画委員会は、以下に掲げる要件を満たす者に対しては、出店料等を減免することができる。

- (1) 町から補助を受けている団体
- (2) 出店によって生じた利益を個人に分配しない団体
- (3) 企画委員会が出店を依頼した団体
- (4) 駐車場を借用していただける団体
- (5) その他企画委員会が減免できると認めた団体及び個人

(事務処理)

第7条 町民まつり出店料に関する事務は、役場企画課において処理する。

(協議)

第8条 この要領に定めるものを除くほか、この要領の施行に関し必要な事項は、企画委員会で協議する。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

別表（第1条、第3条～第5条関係）

項 目		徴収金額	賦課期日	納 期
出店料 (1テント分)	町内	5,000円	さかほぎ町民まつりバザー出店申込書を提出した日	納入通知書が発行された日から2週間
	町外	15,000円		
電気代		1,000円		